

仕 様 書

1 業務名

下水汚泥及びポンプ場沈砂、しさを溶出水分分析業務

2 履行場所

広島市下水道局千田庁舎（下水道局管理部管理課） 中区南千田東町6番13号

3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

4 業務内容

(1) 検体の種類

下水汚泥及びポンプ場沈砂、しさを

(2) 検体数及び分析項目

別添1の「月別項目別検体数計画表」のとおりとする。

なお、実施日については事前に発注者が連絡する。

(3) 検体の採取・搬入

発注者が検体を採取し、受注者の広島市内の事業所へ搬入する。

(4) 検体の確認等

ア 検体搬入時、発注者及び受注者は、検体番号・分析項目等について誤りがないよう相互確認を行う。

イ 受注者は、発注者に検体受領書を発行する。

(5) 検体の保存・分析方法

「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月17日環境庁告示13号）」に基づき実施する。

なお、受注者は、あらかじめ分析項目別に採用する規格・操作方法等を明記した分析フローシートを、契約締結後速やかに、発注者に提出する。また、その内容に変更があったときも同様とする。

(6) 定量下限値

別添2の「分析項目別定量下限値一覧表」に掲げる値とする。

(7) 試料容器

試料容器は使い捨てとし、毎回、受注者が用意する。

試料容器	下水汚泥等 ポンプ場沈砂	ポンプ場しさを
ポリエチレン製 1L (広口瓶)	2本/検体	-
ポリプロピレン製 2L (広口瓶)	-	1本/検体

5 報告書等

- (1) 受注者は、広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書（以下「報告書」とする。）を、検体の搬入日から起算して20日以内に提出して発注者の確認を受ける。ただし、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から翌年1月3日までの日（1月1日は除く）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、前述の日数に含めない。
- (2) 報告書はA4版とし、提出部数は2部とする。
また、計量結果については、電子媒体（Excel形式）も提出する。
- (3) 報告書のうち1部については、分析年月日、分析者、分析機器、分析条件、検量線、クロマトグラム、測定操作記録等を記載した水質分析計算書を添付するものとする。
- (4) 受注者は、別添2の「分析項目別定量下限値一覧表」に掲げる定量下限値以上の値を検出したことが判明した場合、速やかに発注者に報告する。

6 責任者

受注者は、契約締結後速やかに、責任者を記載した名簿（計量士登録証の写しを添付）を発注者に提出する。また、責任者に異動があったときも同様とする。

7 精度管理

受注者は、契約締結後速やかに、内部精度管理の実施状況及び外部精度管理への参加状況がわかる報告書を発注者に提出する。

8 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

月別項目別検体数計画表（予定）

区 分	1期	2期	3期		4期	合計	
実施月	6月	8月	10月		11月		2月
検体名 分析項目	下 水 汚泥等	下 水 汚泥等	ポンプ場 沈 砂	ポンプ場 し さ	下 水 汚泥等		下 水 汚泥等
アルキル水銀化合物	6	5	4	4	5	5	29
水銀又はその化合物	6	5	4	4	5	5	29
カドミウム又はその化合物	6	5	4	4	5	5	29
鉛又はその化合物	6	5	4	4	5	5	29
有機燐化合物	6	5	4	4	5	5	29
六価クロム化合物	6	5	4	4	5	5	29
砒素又はその化合物	6	5	4	4	5	5	29
シアン化合物	6	5	4	4	5	5	29
ポリ塩化ビフェニル	6	5	4	4	5	5	29
トリクロロエチレン	6	5	4	4	5	5	29
テトラクロロエチレン	6	5	4	4	5	5	29
ジクロロメタン	6	5	4	4	5	5	29
四塩化炭素	6	5	4	4	5	5	29
1,2-ジクロロエタン	6	5	4	4	5	5	29
1,1-ジクロロエチレン	6	5	4	4	5	5	29
シス-1,2-ジクロロエチレン	6	5	4	4	5	5	29
1,1,1-トリクロロエタン	6	5	4	4	5	5	29
1,1,2-トリクロロエタン	6	5	4	4	5	5	29
1,3-ジクロロプロペン	6	5	4	4	5	5	29
チウラム	6	5	4	4	5	5	29
シマジン	6	5	4	4	5	5	29
チオベンカルブ	6	5	4	4	5	5	29
ベンゼン	6	5	4	4	5	5	29
セレン又はその化合物	6	5	4	4	5	5	29
1,4-ジオキサン	6	5	4	4	5	5	29

分析項目別定量下限値一覧表

分析項目	定量下限値 (mg/l)
アルキル水銀化合物	0.0005
水銀又はその化合物	0.0005
カドミウム又はその化合物	0.001
鉛又はその化合物	0.01
有機燐化合物	0.1
六価クロム化合物	0.04
砒素又はその化合物	0.005
シアン化合物	0.1
ポリ塩化ビフェニル	0.0005
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四塩化炭素	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン又はその化合物	0.002
1,4-ジオキサン	0.005